

特別障害者手当のご案内

重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に支給します。

ただし、病院（老健施設含む）に3か月以上入院している方や施設入所者には支給されません。

※ 障害者手帳の有無は問いません。（診断書により判定します。）

※ 所得制限があります。

○対象者：次のいずれかにあてはまる人（詳しくはお問い合わせください。）

（ア）おおむね、重度の障害が2つ以上ある人

（イ）重度の肢体不自由（寝たきり等）で、日常生活動作が1人ではほとんどできない人

（ウ）絶対安静の症状が永く続いている人

（エ）重度の精神障害や知的障害のため、食事・用便・会話等の日常生活能力がほとんどない人

※特別障害者手当は、障害児福祉手当より、要件が厳しくなり重度の方が対象になります。詳しくは、担当者にお問い合わせください。

○支給額：30,450円（月額）＜令和8年4月現在＞

（2月、5月、8月、11月の各10日に、3か月分まとめて口座振込）

○申請に必要なもの：・請求書 ・診断書 ・対象者の通帳等

（様式等は、本庁障害福祉課、各支所福祉課・保健福祉課にあります。）

○申請の受付：本庁障害福祉課、各支所福祉課・保健福祉課

○問い合わせ先：障 害 福 祉 課 ☎216-1273

谷 山 福 祉 課 ☎269-8472

鹿児島市ホームページにも掲載しています。

鹿児島市 特別障害者手当

検索

